



宜野湾市告示第189号

住居表示の実施について

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第3項の規定に基づき、住居表示を実施する区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を次のとおり告示する。

その関係図面は、宜野湾市市民経済部市民課において、一般の縦覧に供する。

令和4年12月3日

宜野湾市長 松川 正則



- 1 実施区域 宇地泊一丁目、宇地泊二丁目、宇地泊三丁目
真志喜三丁目(編入)、真志喜五丁目
- 2 実施期日 令和5年2月25日
- 3 住居表示の方法 街区方式
- 4 街区符号及び 別図のとおり
住居番号

別図

